

名証自規G第13号

平成27年 4月20日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

**会社法改正に伴う有価証券上場規程等の一部改正による
「適時開示ガイドブック」の改訂等について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、平成26年会社法改正に伴う有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年5月1日から施行します（詳細につきましては、平成27年4月10日付け上場会社代表者宛通知（名証自規第157号）をご覧ください。）。

今般の規則改正にあわせて、別紙2のとおり「適時開示ガイドブック」を改訂いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の規則改正に伴う「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領の改訂（監査等委員会設置会社用の様式の追加）並びに「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」の改訂（社外性が認められることになった類型への対応）については、コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う実務上の取扱いの変更案とともに、本年3月25日付けでご案内しておりますので、あわせてご確認ください¹。

上場会社各位におかれましては、「適時開示ガイドブック」及び本通知の内容を十分にご確認のうえ適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

※ 監査等委員会設置会社制度に移行する上場会社の皆様向けに、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の更新手順を別紙3に記載しておりますのでご参照ください。

敬具

¹ 平成27年3月25日付け名証自規G第11号『「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領並びに『独立役員の確保に係る実務上の留意事項』の改訂（案）について』をご参照ください。

【別紙資料】

- 別紙 1 会社法改正に伴う有価証券上場規程等の一部改正による「適時開示ガイドブック」の改訂の概要
- 別紙 2 「適時開示ガイドブック」(改訂箇所抜粋)
※ 主要な修正箇所に青字・下線を付しています。
- 別紙 3 「コーポレート・ガバナンス報告書」更新手順について(監査等委員会設置会社に移行する上場会社様向け)

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ(上場監理担当)
電話: 052-262-3174 電子メール: syoken@nse.or.jp